

○龍ヶ崎市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付要綱

令和元年9月2日

告示第30号

(趣旨)

第1条 この要綱は、茨城県が定めるわくわく茨城生活実現事業、茨城就職チャレンジナビ事業、茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領（以下「県要領」という。）の規定に基づき茨城県と共同して実施するわくわく茨城生活実現事業において、東京圏から本市へ移住して就業、起業等をした者に対し、予算の範囲内において移住支援金を交付することに関し、龍ヶ崎市補助金等交付規則（平成15年龍ヶ崎市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 条件不利地域 次に掲げる地域を含む市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市を除く。）をいう。
 - ア 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域
 - イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の区域
 - ウ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
 - エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
 - オ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島
- (3) 東京23区 東京都に属する地方自治法第281条第1項に規定する特別区をいう。
- (4) 通学期間 東京圏（条件不利地域を除く。）に居住し、かつ、東

京 2 3 区内の大学等へ通学した後に、東京 2 3 区内の企業等へ就職した場合における当該大学等への通学期間をいう。

- (5) マッチングサイト 移住支援事業を行う都道府県が、移住支援事業の対象となる求人を掲載し、求人を行う事業者と求職者を仲介するウェブサイトをいう。
- (6) 起業支援金 県要領第 6 の 1 に規定する地域課題解決型起業支援事業に係る起業支援金をいう。
- (7) 専門人材 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用する者をいう。
- (8) テレワーク 情報通信技術を利用することにより、在宅等で勤務することをいう。
- (9) 関係人口 本市及び地域の人々と関わりを有する者をいう。

(移住支援金の額)

第 3 条 移住支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 単身世帯の場合 6 0 万円
- (2) 2 人以上の世帯の場合 1 0 0 万円
- (3) 申請日の属する年度の 4 月 1 日において 1 8 歳未満の世帯員とともに移住する場合 1 8 歳未満の者 1 人につき 3 0 万円

(対象者の要件)

第 4 条 移住支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、第 1 号から第 8 号までに規定する要件を満たし、かつ、第 9 号から第 1 3 号までに規定する要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和元年 6 月 1 日以後に本市に転入した者
- (2) 次のア又はイのいずれかの要件に該当し、かつ、ウ又はエのいずれかの要件に該当する者。ただし、ア及びイに規定する通算期間並びにウ及びエに規定する連続した期間には、通学期間についても算入することができる。

ア 本市に住民票を異動した日（以下「異動日」という。）直前の 1 0 年間のうち通算 5 年以上、東京 2 3 区に居住していたこと。

イ 異動日直前の 1 0 年間のうち通算 5 年以上、東京圏（条件不利

地域を除く。)に居住し、かつ、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内に通勤していたこと。

ウ 異動日直前の連続した1年以上の間、東京23区に居住していたこと。

エ 異動日直前の連続した1年以上の間、東京圏（条件不利地域を除く。）に居住し、かつ、異動日の3月前の日から前日までのいずれかの日において、当該日までの連続した1年以上の間、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内に通勤していたこと。

(3) 第6条の規定による申請を行う日（以下「申請日」という。）が異動日後3月から1年までの間であること。

(4) 申請日から5年以上継続して本市に居住する意思を有していること。

(5) 暴力団等の反社会的勢力の構成員でないこと又は反社会的勢力と関係を有する者でないことその他移住支援金の交付の対象として不適当でないこと。

(6) 申請日において、市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び下水道使用料を滞納していないこと。

(7) 異動日の前日までに市に対し移住に関する事前相談を行っていること。

(8) 外国人にあっては、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(9) 就業先がマッチングサイトに掲載されている求人を行った企業等であって、次に掲げる要件のいずれも満たすものであること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 交付対象者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人でないこと。

ウ 週20時間以上の無期雇用契約に基づき県要領第5の2(1)①に規定する対象法人に就業し、申請日の時点で連続して3月以上就業していること。

エ 求人への応募日が当該求人のマッチングサイトに掲載された日以降であること。

オ 申請日から５年以上継続して当該就業先に勤務する意思を有していること。

カ 新規の雇用（転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更を除く。）であること。

(10) 専門人材として就業した者であって、次に掲げる要件のいずれも満たすものであること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 週２０時間以上の無期雇用契約に基づき就業し、申請日の時点で連続して３月以上就業していること。

ウ 申請日から５年以上継続して当該就業先に勤務する意思を有していること。

エ 新規の雇用（転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更を除く。）であること。

オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(11) テレワークを実施する者であって、次に掲げる要件のいずれも満たすものであること。

ア 所属先企業等からの命令でなく、自己の意思により移住した者であって、本市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 本市においてテレワークにより勤務（原則として所属先企業等へ恒常的に通勤しないことをいう。）をし、かつ、週２０時間以上テレワークを実施すること。

ウ 異動日から申請日までの間、勤務日数の５分の１を超えて所属先企業等へ行かず、本市において業務にあたること。

エ 内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から交付対象者に資金提供されていないこと。

オ 交付対象者又は交付対象者と同じの世帯に属する者が本市において住宅を新築し、又は購入したこと。ただし、住宅を共有名義により取得した場合において、交付対象者以外の共有名義人が当該住宅に係る移住支援金の交付を受けているときは、この要件を満たさないものとする。

(12) 関係人口のうち、本市が個別に本事業における関係人口と認めた者であって、次に掲げる要件のいずれも満たすものであること。

ア 次のいずれかの要件を満たす者であること。

(7) 交付対象者が流通経済大学龍ヶ崎キャンパスに通学し、及び同大学を卒業しており、かつ、交付対象者若しくはその配偶者（交付対象者と同じの世帯に属する者に限る。以下同じ。）のいずれかが申請年度の4月1日現在で40歳未満であること又は当該世帯に18歳未満の子（交付対象者又はその配偶者の子に限る。）がいること。

(4) 交付対象者又はその配偶者の一親等若しくは二親等の親族が本市に居住しており、当該親族が認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第1項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。）であること。

イ 次のいずれかの要件を満たす者であること。

(7) 市内の農林水産業（専業に限る。以下同じ。）に就業又は承継をしたこと。

(4) 交付対象者が認定農業者又は認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）であること。

(13) 申請日前1年以内に起業支援金の交付の決定を受けており、申請日から5年以上当該起業した事業を継続する意思を有していること。

2 前条第2号に規定する額の移住支援金の交付を受けることができる交付対象者は、その世帯員が申請日前から引き続き同一世帯に属しており、かつ、前項第1号及び第3号から第5号までの要件を満たしている者とする。

（事前相談）

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、前条第1項第7号に規定する事前相談を茨城県が提供するいばらき電子申請・届出サービスにより行い、かつ、次に掲げる書類（外国人にあっては、第1号に規定する書類を除く。）を提出しなければならない。

(1) 戸籍の附票の写し

(2) 雇用保険被保険者資格回答書等の雇用保険の加入状況を証する書類

（交付の申請）

第6条 申請者は、龍ヶ崎市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、当該年度の3月10日までに市長に申請するものとする。

(1) 本人確認書類（写真付き身分証明書その他の本人確認ができる書類）の写し

(2) 申請日において本市に居住していることが分かる住民票の謄本の写し（続柄及び世帯主名が記載されているものに限る。）

(3) 住民票の除票の写し（第4条第1項第1号及び第2号に規定する要件を証するものに限り、第4条第2項に該当する場合は、世帯員のものを含む。）

(4) 第4条第1項第2号イ又はエの雇用保険の被保険者の場合は、雇用保険被保険者離職票等雇用保険の加入状況を証する書類

(5) 第4条第1項第2号イ又はエの個人事業主の場合は、開業届出済証明書の写し、納税証明書等事業を営んでいたことを証する書類

(6) 第4条第1項第2号ただし書に該当する場合は、卒業証明書等（在学期間や卒業校を証する書類）

(7) 第4条第1項第8号に該当する場合は、在留カード又は特別永住者証明書の写し

(8) 第4条第1項第9号又は第10号に該当する場合は、就業証明書（移住支援金（マッチング・専門人材の場合）申請用）（様式第2号）

(9) 第4条第1項第11号に該当する場合は、次に掲げる書類

ア 就業証明書（移住支援金（テレワークの場合）申請用）（様式

第3号)

- イ テレワーク及び所属先企業等での勤務状況を証する書類
- ウ 住宅の新築又は購入に係る契約書の写し
- エ 新築し、又は購入した住宅の登記事項証明書（全部事項証明書に限り、第4条第1項第3号に規定する期間の間に当該住宅の登記ができなかったときを除く。）

(10) 第4条第1項第12号に該当する場合は、次に掲げる書類

ア 次に掲げるいずれかの書類

(7) 流通経済大学龍ヶ崎キャンパスへの通学及び卒業を証する証明書

(1) 交付対象者及びその配偶者の一親等又は二親等の親族の住民票並びに当該親族が認定農業者であることを証する書類

イ 次に掲げるいずれかの書類

(7) 市内の農林水産業に就業又は承継をしたことを証する書類

(1) 交付対象者が認定農業者又は認定新規就農者であることを証する書類

(11) 第4条第1項第13号に該当する場合は、起業支援金の交付決定通知書の写し

(12) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、移住支援金の交付の可否を決定し、龍ヶ崎市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査に当たり、必要があると認めるときは、申請者及び前条各号に規定する書類の発行者に対し、調査を行うことができる。

（移住支援金の請求及び交付）

第8条 前条第1項の規定による交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、龍ヶ崎市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付請求書（様式第5号）により、速やかに移住支援金の交付を市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに移住支援金を交付するものとする。

（交付決定通知書の再交付）

第9条 交付決定者は、紛失等の理由により第7条第1項の規定による交付決定通知書の再交付を受けようとするときは、龍ヶ崎市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付決定通知書再交付依頼書（様式第6号）により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、第7条第1項の規定による交付決定通知書に再交付の旨を明記の上、当該交付決定者に通知するものとする。

（報告又は立入調査）

第10条 市長は、移住支援金の交付に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、又は当該職員に立入調査をさせることができる。

（交付の決定の取消し）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める額の移住支援金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により移住支援金の交付を受けた場合 全額
- (2) 申請日から3年未満の期間に本市から転出した場合 全額
- (3) 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合（第4条第1項第9号及び第10号に該当するものに限る。） 全額
- (4) 起業支援金の交付の決定を取り消された場合 全額
- (5) 正当な理由なく、前条の規定による報告又は立入調査に応じない場合 全額
- (6) 申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合 半額
（移住支援金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により移住支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に移住支援金が交付されているときは、当該交付決定者に当該移住支援金の返還を求めるものとする。

- 2 前項の規定により移住支援金の返還を求められた交付決定者は、直ちに当該移住支援金を返還しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

付 則 (令和2年3月30日告示第92号)

この告示は、公布の日から施行する。

付 則 (令和3年2月26日告示第29号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年3月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の龍ヶ崎市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付要綱の規定は、施行日以後に本市に転入した者に係る移住支援金の申請について適用し、施行日前に本市に転入した者に係る移住支援金の申請については、なお従前の例による。

付 則 (令和3年4月23日告示第99号)

この告示は、公布の日から施行する。

付 則 (令和4年2月1日告示第6号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の龍ヶ崎市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付要綱の規定は、施行日以後に本市に転入した者に係る移住支援金の申請について適用し、施行日前に本市に転入した者に係る移住支援金の申請については、なお従前の例による。

付 則 (令和4年3月29日告示第51号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

付 則 (令和5年2月28日告示第21号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の龍ヶ崎市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付要綱の規定は、施行日以後に本市に転入した者に係る移住支援金の申請について適用し、施行日前に本市に転入した者に係る移住支援金の申請については、なお従前の例による。

付 則（令和6年1月25日告示第5号）

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の龍ヶ崎市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付要綱の規定は、令和6年2月1日以後に事前相談を行った者であって、施行日以後に本市に転入したものに係る移住支援金の申請について適用し、令和6年2月1日前に事前相談を行った者及び施行日前に本市に転入した者に係る移住支援金の申請については、なお従前の例による。

（施行期日）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。